

# 浦野家通信 3月

〒550-0012  
大阪市西区立売堀  
1丁目9-10  
HOWAビル701号  
Tel:06-6536-7560  
浦野会計事務所  
第89号  
発行人：所員一同

少しずつ暖かくなり春らしさを感じられる頃となりましたが  
いかがお過ごしでしょうか。  
ご体調崩されませんようご自愛ください。

## 3月の税務

11日（月）

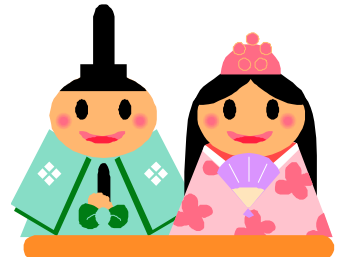
- ・2月分 住民税特別徴収  
源泉所得税納付

15日（金）

- ・令和4年分 所得税確定申告と納付

4月1日（月）

- ・1月決算法人 確定申告と納税
- ・7月決算法人 中間申告と納税
- ・4月7月10月決算法人  
三か月ごとの中間申告
- ・2月分社会保険料納付期限
- ・個人事業者 消費税の申告と納付



## Freee アプリでの領収書登録方法

- ①「レシート撮影」を選択
- ②領収書を撮影後、アップロードを選択
- ③取引登録：仕訳登録  
あとで登録：アップロードのみ  
⇒上記どちらかを選択
- ④仕訳登録
- ⑤連続で撮影する場合は  
「続けて撮影」を選択



インボイス番号が記載されているか  
どうかも自動的に判断してくれます



↑動画にて操作方法を解説しています



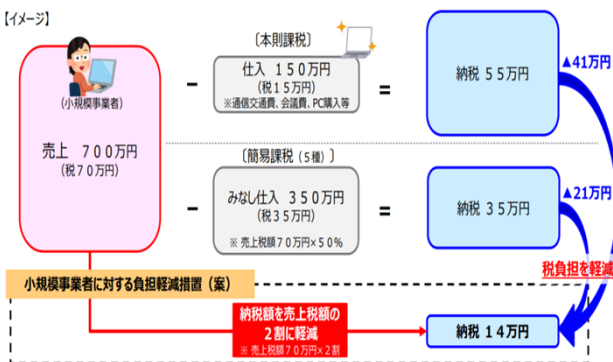
# 消費税額計算の「二割特例」について

確定申告が始まりました。本年は、インボイス制度の施行後初の確定申告となり、今まで消費税の申告義務の無かった事業者の方もインボイス制度への登録により消費税の申告が必要となる方もおられると思います。

上記のような本来なら消費税の申告の必要のない事業者の方がインボイス制度への登録により消費税を納める事業者となる場合については消費税額の計算について「二割特例」という特例を選択適用できるようになっております。

この制度は、事業者が消費税額の計算につき原則的な方法を適用している場合にも簡易課税制度を選択している場合に2割特例での計算と比較して有利な方法を選択することができます。

【イメージ】



※ 負担軽減措置の適用に当たっては、事前の届出を求めず、申告時に選択適用できることとする。

## 「二割特例」とは

二割特例とは2023年10月から3年間の間に  
おいて基準期間の課税売上1千万円以下の小規模  
事業者がインボイス制度への登録に伴い免税  
事業者から課税事業者になった場合に消費税の  
納税額の計算を売上に係る消費税額の二割とす  
ることが出来る制度です。

対象となる事業者は、次の条件を満たす事業者  
となります。

- ①インボイス発行事業者の登録をしていること
- ②インボイスを登録することによって  
課税事業者になった方
- ③課税期間の短縮特例の適用を受けていないこと

## 【春の高校野球】

3月といえば春彼岸の頃に、全国の高校球児の代表が一堂に会する行事「春の選抜高校野球大会」が開催される季節です。春の甲子園は県大会を勝ち上がってきた強豪校ばかりではなく、21世紀枠と呼ばれる地域の高校球児の参加枠にも注目が集まります。

また、選手宣誓の言葉も毎回注目されますよね。さらに春の甲子園では球児たちだけでなく吹奏楽部員やチアリーディング部員応援団たちの応援も季節を感じる風物詩といえるでしょう。

今年のさくらは、一部地域を除いて  
平年より5日~10日くらい早いところが  
多くなるようです。

西日本は強めの寒の戻りが  
予想されるためやや遅く、  
東北などは逆に  
やや早くなっているそうですよ☆

ちなみに大阪の開花は3月23日頃だそうです！